

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成31年2月13日

北海道知事 高橋 はるみ

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

非正規雇用労働者正社員化等推進事業委託業務

### (2) 業務の目的

就業環境改善による非正規雇用労働者の正社員化を促進し、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着を図るため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家による個別支援を実施するとともに、経営層、人事・労務担当者を対象としたセミナーを開催する。

### (3) 業務の内容

#### ア 個別支援の実施

##### (ア) 対象業種

総務省の日本標準産業分類における、次の分類とする。

- ・大分類E「製造業」のうち、中分類09「食料品製造業」
- ・大分類I「卸売業、小売業」のうち、中分類52「飲食料品卸売業」、56「各種商品小売業」、58「飲食料品小売業」、60「その他の小売業」
- ・大分類M「宿泊業、飲食サービス業」のうち、中分類75「宿泊業」

##### (イ) アンケート調査

道内事業所に対し、非正規雇用労働者の正社員化に係るアンケート調査を実施し、取組意欲はあるものの実行できていない企業を抽出する。

##### (ウ) 個別支援

上記(イ)の調査の結果を基に、労務管理や経営管理の専門家を企業に派遣し、非正規雇用労働者の正社員化に関する助言・指導を行う。

なお、同一の企業に対し、原則、訪問回数は最大6回とする。

#### イ セミナーの開催

地域における非正規雇用労働者の正社員化の取組を促進するため、経営層、人事・労務担当者を対象としたセミナーを開催する。

#### ウ 業務報告書の作成

上記ア及びイの業務の成果を取りまとめた報告書を作成する。

### (4) 成果目標

#### ア アウトプット目標

支援事業者数6社以上（平成31年10月末までに5社以上支援すること。）

#### イ アウトカム目標

(ア) 正社員に転換される非正規雇用労働者数4名以上

(イ) 上記(ア)のうち、良質な正社員に転換される非正規雇用労働者数2名以上（平成31年10月までに2人以上転換されるようにすること。）

### (5) 契約期間

契約締結日から平成32年3月13日（金）まで

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

個人又は法人並びに複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (6) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団関係事業者でないこと。
- (8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

## 3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからオまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
  - ア 提出書類  
参加表明書及び添付資料
  - イ 提出部数  
1部
  - ウ 提出期限  
平成31年2月25日（月）午後5時（必着）
  - エ 提出場所  
北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ  
（担当：山本）  
住所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階  
電話 011-204-5354
  - オ 提出方法  
持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）  
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

#### 4 指示書の交付に関する事項

##### (1) 交付期間

平成31年2月13日（水）から平成31年3月5日（火）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時30分まで。3月5日は午後1時まで。）

##### (2) 交付場所

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ

住所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階

##### (3) 交付方法

（2）の場所で交付する。

なお、北海道経済部労働政策局雇用労政課のホームページ

（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

#### 5 提案書の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次により企画提案書を提出すること。

##### (1) 提出期限

平成31年3月5日（火）午後5時（必着）

##### (2) 提出場所

上記3（1）エに同じ

##### (3) 提出方法

持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

#### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

#### 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

#### 8 企画提案の審査基準

##### (1) 企画提案者の適格性

##### (2) 企画提案の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性

##### (3) 道施策との適合性（北海道障がい者条例）

#### 9 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

#### 10 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

##### (1) 名称 北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室労働環境グループ

##### (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階

##### (3) 電話番号 011-204-5354

## 11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否  
要する
- (3) 企画提案内容に関するプレゼンテーションを実施する。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (6) 詳細は、指示書による。